

介護保険料が決まりました

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)

☎(242)1109

介護保険料決定通知書を送付します

本年度の介護保険料が決定しました。この通知書には保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。平成27年中の所得によって、保険料が増減する人や納付方法が変わる人がいますのでご確認ください。

保険料の納め方

●特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)

※4月・6月は平成26年中の所得で仮に計算していましたが、6月に平成27年中の所得が確定するため、8月以降の保険料で調整します。

●普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(6月から翌年1月まで毎月)

※口座振替には申し込みが必要です。市役所・支所または市内各金融機関で受け付けています。なお、前年度までに口座振替で納付されている人は手続不要です。



日本年金機構からの「年金振込通知書」と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される「年金振込通知書」は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。

8月以降の介護保険料について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料と、市から送付する「介護保険料決定通知書」に記載された介護保険料が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、市から送付する介護保険料決定通知書に記載された金額です。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

新しい保険証などを送付します

▼問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)

☎(242)1109

新しい保険証はオレンジ色です

後期高齢者医療制度の、現在の黄色の保険証の有効期限は7月31日です。オレンジ色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便(受け取りに印鑑などが必要)で送ります。8月1日から新しい保険証をお使いください。

●申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、高齢者支援課・合志庁舎市民課・各支所で申請してください。申請には保険証と印鑑、マイナンバーが分かるものが必要です。

●更新手続き

現在黄色の認定証を持っている人で、8月1日以降も対象になる人には、オレンジ色の新しい認定証を保険証と同封して送ります。更新手続きは不要です。

75歳未満の人も加入できます

65歳から74歳で一定の障がいのある人は、任意の申請により障がい認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入できます。詳しくはお訪ねください。

対象者は自己負担額が減額されます

医療機関の窓口で支払う医療費や、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

●対象

世帯全員が住民税非課税(負担区分が低所得ⅡまたはⅠ)の人



保険証見本



介護保険負担限度額認定の認定条件が変わります

要介護認定を受けて施設サービスや短期入所サービスを利用する際、次に当てはまる人は、食費・居住費(滞在費)の自己負担額が軽減されます。軽減を受けるためには事前の申請が必要です。

なお、本年8月から非課税年金(遺族年金や障害年金など)も収入として算定するよう変更になりました。

●負担限度額認定の対象とその段階

段階	対象
第1段階	生活保護の受給者や、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額」が80万円以下の人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記に当てはまらない人

※ 部分が新たに追加される条件です。

対象とならない人

右の要件に当てはまっても、次のいずれかに当てはまる人は、介護保険負担限度額認定証の対象になりません。
・住民票上、世帯が異なる配偶者の住民税が課税されている人



平成28年度の後期高齢者医療保険料をお知らせします

7月中旬に保険料決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変更になっていることがありますのでご確認ください。

●特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)

※事前の申し出により、口座振替に変更できます。

●普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月〜翌年2月・毎月)

※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。



後期高齢者歯科口腔健診

後期高齢者医療制度加入者を対象に本年度から歯科口腔健診を始めます。体の健康とあわせてお口の中の健康を保っておかないと、口腔機能が低下するだけでなく、歯周病や肺炎などにかかりやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。

また、虫歯や歯周病を放っておくと、糖尿病や腎臓病、脳卒中、心臓病など全身の病気に影響するといわれています。この機会に、毎年1度は歯科口腔健診を受けましょう。

●実施期限 平成29年3月31日(金)

●自己負担額 400円

●**検査項目** 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲みこむ機能の評価など

●**受診方法** 希望者に受診券を送付しますので、ご連絡ください。受診券が届いたら、記載された歯科医院へ電話などで予約のうえ、受診してください。

お詫びと訂正

5月に後期高齢者健診希望者に送付した「平成28年度後期高齢者健診のお知らせ」中、個別健診の受診期間に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは、「平成28年6月1日から平成29年3月31日まで」となります。



・預貯金や有価証券などが、単身で1千万円、夫婦で2千万円を超える人

申請手続

●**新規申請**
負担限度額認定申請書、マイナンバーの分かるもの(通知カードなど)、預金通帳の写し、印鑑を窓口(高齢者支援課、合志庁舎市民課、各支所)にお持ちください。認定された人には、「介護保険負担限度額認定証」を、後日発行します。

※平成28年1月1日時点で住民票上の世帯が別の配偶者の住民票(住民登録)が本市にない場合、配偶者の平成28年度の住民税課税証明書が必要です。

●更新申請

有効期限が7月31日までの認定証をお持ちの人には更新のお知らせを送付しています。引き続き認定を受ける場合は、毎年更新手続きが必要です。早めに申請してください。

※前年の所得などに応じて判定しますので、認定証が交付されない場合もあります。また、世帯員に未申告の人がいる場合も交付されませんのでご注意ください。